

部活動に係る活動方針

令和元年 7月11日

沖縄県立八重山農林高等学校

目次

本方針策定の趣旨等	1
1 適切な運営のための体制整備	1
(1) 部活動の方針の策定等	
(2) 指導・運営に係る体制の構築	
2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	2
(1) 適切な指導の実施	
(2) 部活動用指導手引の普及・活用	
3 適切な休養日等の設定	3
4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備	3
(1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置	
(2) 地域との連携等	
5 学校単位で参加する大会等の見直し	4
6 年間計画及び活動実績の提出	4

＜本方針策定の趣旨等＞

本方針は、「運動部活動のあり方に関する総合的なガイドライン」並びに「文化部活動のあり方に関する総合的なガイドライン」に則り、生徒にとって望ましい部活動環境を構築するという観点に立ち、以下の点を重視して、地域、学校、分野、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施される事を目指す。

- 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めることにより、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
- 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこととし、生徒の自主性・自発性を尊重し、部活動への参加を義務づけたり、活動を強制したりすることがないように、留意する。
- 学校全体として文化部活動を含む部活動の指導・運営に係る体制を構築する。
- 部活動の多様性に留意し、可能な限り、生徒の多様なニーズに応じた活動が行われるよう、実施形態などの工夫を図る。

1 適切な運営のための体制整備

- (1) 部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し校長へ提出する。提出後校長は、本方針及び上記の活動計画等を学校のホームページへの掲載等で公表する。
- (2) 生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から、円滑に持続可能な部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。

- (3) 部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- (4) 校長は、各部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動や芸術文化等の活動を行い、教師の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のために

(1) 適切な指導の実施

- ア 校長及び部活動の指導者は、「運動部活動における総合的なガイドライン」並びに「文化部活動のあり方に関する総合的なガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- 練習及び練習試合の実施については、生徒の安全確保を最優先する。
 - 生徒の安全を確保できない場合、活動の中止や計画の見直し等、適切に対応する。
 - 夏季の活動では、熱中症等に注意し、注意報等が発せられた当該地域・時間帯における活動は原則行わない。
 - 指導者は、生徒との信頼関係を前提とした指導を行う。
 - 運動部活動では、肉体的、精神的な負荷や厳しい指導と、体罰等の許されない指導とをしっかりと区別して行う。
- イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るため休養を適切にとることが必要であり、過度の練習はスポーツ障害・外傷のリスクを高める等を正しく理解する。
- 生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、または、生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図る。
 - 技能や記録の向上や大会等での好成績などそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
 - 過度の練習が生徒の心身に負担を与え、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解する

- 保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導する。

(2) 部活動用指導手引の普及活用

部活動の指導者は、中央競技団体や各分野の関係団体等が作成する指導手引を活用して、2(1)に 基づく合理的でかつ効率的・効果的な指導を行う。

3 運動部活動の休日及び活動時間

(1) 学期中の休養日

平 日：1日以上

土 日：1日以上

※週末に大会等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

(2) 長期休業中の休養日

休養日の設定は、学期中に準ずる。

生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設け、年間活動計画に示す。

(3) 活動時間（長くとも）

平 日：2時間程度

休業日等：4時間程度

できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

(4) その他

定期考査1週間前は部活動休止日とする。

目標とする大会前に特別強化期間として休養日を週1日と設定する場合は、設定できない休養日を他の週に振替え、年間活動計画に示す。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

- (1) 学校は、部活動が生徒の自主的、自発的な参加に基づくものであり、現在の部活動が、性別や障害の有無を問わず、生徒の多様な潜在的なニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、技能等の向上や大会等での好成績以外にも、友達と楽し

める、適度な頻度で行える等、生徒が参加しやすいような多様なレベルや生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる文化部を設置するよう努める。

(2) 学校は、家庭の経済状況にかかわらず、生徒のスポーツ環境の充実の観点や生徒が芸術文化等の活動に親しむ機会を充実する観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、地域の人々の協力や体育館や公民館、美術館・博物館などの社会教育施設、劇場、音楽堂等の文化施設の活用や芸術文化関係団体・社会教育関係団体等の各種団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能なスポーツ環境整備ならびに芸術文化等の活動のための環境整備を進める。

(3) 学校は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実や芸術文化等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者と本方針を読み合わせ、理解と協力を促す。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

(1) 大会参加は年間5回以内とする
県外遠征は年間2回以内とする
合宿等は年間3回以内とする

(2) 主催者が学校体育連盟並びに高等学校文化連盟以外の大会に参加する場合や、県外遠征を計画する場合は、参加許可申請書を3週間前までに校長に提出する。

6 年間計画及び活動実績の提出

(1) 部顧問は、4月30日までに年間の活動計画を作成して提出する。

(2) 部顧問は、翌月の10日までに活動実績を提出する。

上記方針は令和元年7月11日より実施する。

策定期日：令和元年7月11日

<参考資料>

「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」平成30年3月 スポーツ庁
「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」平成30年12月 文化庁
「運動部活動等の在り方に関する方針」平成30年12月 沖縄県教育委員会